

我が国のL P ガス備蓄の現状

平成18年6月
石油流通課

1. 我が国の現行L P ガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄と、国家備蓄の二本立てとなっている。
2. L P ガス民間備蓄は、昭和56年度に石油備蓄法を改正して、L P ガス輸入業者に対して、年間輸入量の50日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
3. 民間備蓄に加えて、平成22年度に150万トンを目標とする国家備蓄事業を推進しており、現在、立地決定した5地点で国家備蓄基地の整備を進めているところである。このうち地上3基地（七尾基地（石川県）、福島基地（長崎県）、神栖基地（茨城県））については、平成17年中に完成したところである。
なお、地上基地の完成を踏まえ、下記のとおり、国家備蓄用のL P ガス購入を開始したところである。

L P ガス備蓄の推移

（単位：千トン）

	<u>民間備蓄</u>		<u>国家備蓄</u>
	基準備蓄量	保有量(日数)	保有量(日数)
17年4月	1,848	2,052 (55.5)	-
5月	1,829	2,163 (59.1)	-
6月	1,830	2,390 (65.3)	-
7月	1,869	2,512 (67.2)	10 (0.3)
8月	1,849	2,604 (70.4)	54 (1.5)
9月	1,849	2,588 (70.0)	73 (2.0)
10月	1,850	2,435 (65.8)	115 (3.1)
11月	1,852	2,257 (60.9)	155 (4.2)
12月	1,848	2,109 (57.1)	218 (5.9)
18年1月	1,797	2,071 (57.6)	218 (6.1)
2月	1,750	2,097 (59.9)	218 (6.2)
3月	1,764	2,353 (66.7)	218 (6.2)
4月	1,765	2,254 (63.8)	218 (6.2)